

別表

介護付有料老人ホーム及び住宅型有料老人ホームの表示事項

表示事項		表示事項の説明
入居時の要件(右のいずれかを表示)	入居時自立	入居時に、主として介護を要しない自立の方を入居要件としているホームです。
	入居時要介護	入居時に、主として介護を要する方(要支援認定を受けている方を除く。)を入居要件としているホームです。
	入居時要支援・要介護	入居時に、主として介護を要する方を入居要件としているホームです。
	入居時自立・要支援・要介護	入居時に、介護を要しない自立の方も介護を要する方も入居できるホームです。
利用料の支払い方式	前払い方式	家賃相当額等の全部又は一部を前払い金として一括して支払う方式
	月払い方式	前払い金を支払わず、家賃相当額等を月払いする方式
介護保険 (介護付有料老人ホーム)	横須賀市指定介護保険特定施設 (一般型特定施設)	<p>介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護サービスを利用することができます。介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。</p> <p>また、入居者が希望すれば、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護サービスに代えて、訪問介護等の介護サービスを利用することも可能です。</p>
	横須賀市指定介護保険特定施設 (外部サービス利用型特定施設)	<p>介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護サービスを利用することができます。有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。</p> <p>また、入居者が希望すれば、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護サービスに代えて、訪問介護等の介護サービスを利用することも可能です。</p>
(住宅型有料老人ホーム)	在宅サービス利用可	介護が必要となった場合、介護保険による訪問介護等の在宅サービスを利用できます。
居室区分(右のいずれかを表示)	全室個室	居室はすべて個室であるホームです。なお、個室は夫婦等で居住するものを含みます。
	相部屋あり(○人から○人)	居室はすべてが個室ではなく、相部屋があるホームです。
介護に関わる職員体制(右のいずれかを表示)  (介護付有料老人ホーム (一般型特定施設))	1.5 : 1以上	現在及び将来にわたって、要介護者 1.5人に対して職員 1人以上の割合(年度ごとの平均値)で介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の職員配置基準(3 : 1以上)を上回る手厚い体制であり、保険外に別途費用を受領できるとされています。

	2 : 1 以上	現在及び将来にわたって、要介護者 2 人に対して職員 1 人以上の割合（年度ごとの平均値）で介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の職員配置基準（3 : 1 以上）を上回る手厚い体制であり、保険外に別途費用を受領できるとされています。
	2.5 : 1 以上	現在及び将来にわたって、要介護者 2.5 人に対して職員 1 人以上の割合（年度ごとの平均値）で介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の職員配置基準（3 : 1 以上）を上回る手厚い体制であり、保険外に別途費用を受領できるとされています。
	3 : 1 以上	現在及び将来にわたって、要介護者 3 人に対して職員 1 人以上の割合（年度ごとの平均値）で介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の職員配置基準（3 : 1 以上）を満たしています。
(介護付有料老人ホーム (外部サービス利用型特定施設))	基本サービスを提供する有料老人ホームの職員〇人（常勤換算） 委託先の介護サービス事業所 訪問介護 〇〇〇事業所 訪問看護 〇〇〇事業所 通所介護 〇〇〇事業所 注：その他の事業名等も記入する。	有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等の基本サービスを実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。
その他（右に該当する場合のみ表示） (介護付有料老人ホーム)	提携ホーム※利用可（〇〇〇〇ホーム）	有料老人ホーム事業に関して提携しているホーム（設置者が同一である有料老人ホームを含む。）に住み替えて、介護保険の特定施設入居者生活介護サービスを利用することができます。（なお、提携ホームに住み替えるに際して、追加費用を要する場合はその旨を必ず併記すること。）
(住宅型有料老人ホーム)	提携ホーム※移行型（〇〇〇〇ホーム）	介護が必要となった場合、有料老人ホーム事業に関して提携しているホーム（設置者が同一である有料老人ホームを含む。）に住み替えて、介護保険の特定施設入居者生活介護サービスを利用することができます。 (なお、提携ホームに住み替えるに際して、追加費用を要する場合はその旨を必ず併記すること。)

※提携ホームには、介護老人保健施設、病院・診療所、特別養護老人ホーム等は含まない。